

# 令和5年度 第3回 定例会



## ④議案第71号 土地改良事業の計画の概要について

土地改良（総富地地区維持管理）事業  
 国営かんがい排水事業樺戸（二期）地区により造成された総富地頭首工の維持管理を適切に行うことにより、地域農業の生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。  
 新十津川町、浦臼町、月形町の三町が管理者となり農林水産省と管理委託契約を結び施設の管理を行う。

## ⑤議案第72号 土地改良事業に関する事務の受託について

新十津川町は、浦臼町及び月形町から「土地改良事業に関する事務の一部」を受託する。  
 （委託事務の範囲）  
 (1) 頭首工の維持管理及び運用の業務に関する事務  
 (2) 国及び北海道の補助金の交付申請及びその受領に関する事務  
 (3) その他委託事務の管理及び執行のために必要な事務

施行期日 令和6年4月1日から施行する。

## ⑥意見書

### 発議第3号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書

今年度も昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、次のとおり生産者の負担軽減対策の強化を国に要望する。

1. 肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の価格高騰分が確実に補填されるよう対策を講ずること。
2. 国の価格高騰対策を継続強化すること。また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取り組みが行われるよう、地方創生臨時交付金などの地方財政措置を講ずること。

〈提出先〉内閣総理大臣、各関係大臣

### 発議第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の免税制度により、スキー場のグレンデ整備に使用する圧雪車の燃料は免税となっており、スキー場の経営維持に不可欠なものとなっている。このため、索道事業者、農林水産事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置の継続を強く要望する。

〈提出先〉衆・参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣

### 発議第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、巨大地震等のリスク増大など、防災・減災、国土強靱化の取り組みが喫緊課題になるとともに、施設の老朽化対応や安全対策の推進が大変重要となっている。今後は、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である当町においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇していることから、国においては、防災・減災、国土強靱化等に必要予算を安定的かつ継続的な確保と、地方負担の軽減を図るよう要望する。

〈提出先〉衆・参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣

# 審議結果報告



## ①議案第66号 新十津川町定住促進条例の一部改正について

有効期限を延長するとともに、奨励金を増額し、また、制度を利用しやすくするための改正を行い、今後も継続して中期的な定住人口の増加を図る。

	区分	建築業者	助成額	近居助成	再エネ加算	商品券又はポイント付与
新築	転入者	町内業者	ㇿ 230万円	+20万円	【新規】 +20万円 太陽光発電 設備等	中学生以下1人につき 15万円分
		町外業者	ㇿ 190万円			
	町内者	町内業者	ㇿ 190万円			
		町外業者	ㇿ 160万円			
中古	転入者 100万円以上の 売買に限る	—	売買価格の30% 上限100万円	+20万円	ふれあい商品券か、 とくとつぷカードのポイントか 選べるようになったマイ!	
	町内者 100万円以上の 売買に限る	—	売買価格の20% 上限70万円			

施行期日 令和6年4月1日から施行する。

## ②議案第67号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出にそれぞれ1億5817万9千円を追加し、総額を69億4618万9千円とする。

- **物価高騰生活支援事業 5495万7千円**  
令和5年度に入り、燃料や生活必需品の価格高騰が消費者物価指数を押し上げていることに対し、町民を対象とした生活支援事業を実施する。  
19歳以上の町民（10月1日時点で本町に住居登録がある方）を対象に、とくとつぷカードに10000ポイントを付与する預かり券を配布する。  
実施期間（消費期間）は10月中旬から令和6年3月10日(日)まで
- **行政区自治会館維持管理事業 83万2千円**  
降雪期前に各行政区会館入口前階段に手すりを設置する（吉野地区活性化センターは既存の物で対応）。
- **十津川村駅伝大会派遣事業 71万5千円**  
令和6年に開催される母村十津川村駅伝大会に参加する。これまでも10年毎の節目に参加している。
- **伝統芸能継承団体支援事業 31万5千円**  
ユネスコ無形文化遺産に「十津川村の大踊り」が登録されたことを受け、新十津川町踊り保存会が母村を訪問する。



## ③議案第69号 財産の取得について

除雪体制の強化のため除雪ドーザ1台を財産として取得する。 2506万9千円

納入期限 令和6年11月15日

※半導体不足によるメーカーの製造台数の制限により令和6年度の納品となっている。